

九州大学知的財産取扱規則実施細則

平成27年度九大細則第1号
制定：平成27年 9月24日
最終改正：平成30年 5月25日
(平成30年度九大細則第3号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学知的財産取扱規則（平成16年度九大規則第93号。以下「規則」という。）第11条及び第35条の規定に基づき、発明者への補償及び知的財産の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発明者 規則第6条に基づき、特許を受ける権利を九州大学（以下「本学」という。）に承継した職員等をいう。
- (2) 実施料等 特許権等について民間機関等を実施許諾、譲渡等を行い、当該機関等から本学が得る収入（他機関等と共同で実施許諾契約等を行った場合で、本学が代表して収入を受領したときは、他機関等に配分する分を除いた額とする。）をいう。
- (3) 技術移転手数料 規則第30条第3項の規定に基づき技術移転機関に技術移転業務を委託し、当該業務の成果として本学が実施料等を得た場合に当該機関に支払われる報酬をいう。
- (4) 実施補償金 本学が実施料等を得たときに発明者（退職等により本学の職員でなくなった者を含む。）に支払う補償金をいう。

(実施料等の配分)

第3条 本学は、実施料等を得た場合は、次に掲げる手続により、当該実施料等を配分するものとする。

- (1) 実施料等から、技術移転手数料相当額として25%を控除する。
- (2) 前号により控除した残額について、発明者及び学術研究・産学官連携本部（以下「学産本部」という。）のそれぞれに50%を配分する。
- 2 前項第1号の技術移転手数料相当額については、技術移転業務を技術移転機関に委託した場合は技術移転手数料として当該機関に配分するものとし、技術移転機関に委託していない場合は学産本部に配分するものとする。
- 3 本学は、実施料等を株式等（新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）で取得した場合、当該株式等が換金された時点で第1項に基づき配分を行う。
- 4 本学は、実施料等が支払われた都度、発明者に対して速やかに実施補償金を支払う。
- 5 本学が一括技術移転（実施許諾、譲渡等に係る契約において、複数の特許権等を対象として民間機関等に技術移転を行うことをいう。以下同じ。）した場合の各特許権等（基礎出願を同じとする特許権等（外国における特許権等を含む。）は一の特許権等として取

り扱う。以下同じ。)の実施料等は、原則、実施料等の総額を各一の特許権等に均等に按分した額とする。ただし、各一の特許権等の本学への貢献の度合等について関係者から意見聴取の上、按分する比率を決めることができるものとする。

- 6 本学は、一括技術移転の対象となる特許権等の構成が技術移転契約締結後に変化した場合、実施料等が本学に支払われた時点における特許権等の構成に対して前項の規定に基づき按分を行う。ただし、別の定めがある場合はこの限りでない。

(実施料等の部局への還元)

第4条 特定の特許権等(基礎出願を同じとする特許権等及び実施許諾契約等により複数の特許権等が契約の対象となっている場合は当該特許権等全体をいう。)に係る実施料等の一事業年度の合計額が2千万円以上の場合は、前条第1項第2号の学産本部に配分する実施料等の50%を発明者が所属する部局(発明者が発明届出を行う際に明記した所属組織をいう。以下「発明者所属部局」という。)に還元する。

- 2 特定の特許権等の出願等費用を第16条の規定により知財特区が管理する予算をもって支出する場合は、当該特定の特許権等に係る実施料等のうち前条第1項第2号の学産本部に配分する実施料等を知財特区に還元する。

- 3 特定の特許権等の出願等費用を規則第9条の規定にかかわらず発明者所属部局が管理する予算をもって支出する場合(第16条の規定により知財特区が管理している予算から支出する場合を除く。)は、当該特定の特許権等に係る実施料等のうち、前条第1項第2号の学産本部に配分する実施料等の50%を当該発明者所属部局に還元する。

- 4 前3項の場合において、特定の特許権等の発明者が複数の場合は、次条の規定に準じて算定した額を所属部局に還元するものとする。なお、当該発明者に本学の学生が含まれている場合は、当該学生が在籍する部局に還元する。

(実施補償金の算定)

第5条 本学は、実施補償金について、同一の発明において発明者が複数の場合は、本学における持分割合に応じて按分して算定する。

- 2 前項にかかわらず、本学は、実施補償金の配分について事前に全発明者の同意がある場合は、当該同意に基づき、各発明者への実施補償金を算定し、配分することができる。

- 3 第3条第1項第2号又は前2項により算出した各発明者への配分額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて処理する。

(発明者への配分通知)

第6条 本学は、実施料等を得た場合は、発明者に対し実施補償金の配分について通知する。

(実施補償金の使途)

第7条 発明者は、実施補償金の全部又は一部を、発明者本人の意思に基づき、所定の手続により、自己が本学において行う教育・研究のための経費に充てることができる。

(実施補償金の支払手続)

第8条 本学は、実施補償金の支払いについて、発明者が指定する銀行口座への振込送金

により行う。なお、当該銀行口座は、原則、当該職員に係る給与支払い用の銀行口座とする。

2 発明者は、前項の銀行口座を変更する場合、別に定める様式を本学に提出しなければならない。

(権利の承継)

第9条 発明者は、実施補償金の支払を受ける権利を第三者に譲渡又は承継した場合、譲渡等を証明する書類を本学に提出しなければならない。

(職務発明以外への適用)

第10条 本学は、規則第6条に規定する方法以外の方法で職員から特許権等を譲り受けた場合又は職員以外の者から特許権等を譲り受けた場合であって、学術研究・産学官連携本部長（以下「学産本部長」という。）が必要と認めたときは、本細則を適用することができるものとする。

(その他の準用)

第11条 第3条から前条までの規定は、規則第13条に規定する本学に帰属する実用新案権、意匠権、回路配置利用権（これらの権利の登録を受ける権利を含む。）の補償金等の支払いに準用する。

2 第3条から前条までの規定は、規則第15条から第21条までに規定する本学に帰属する著作権の補償金等の支払いに準用する。

3 第3条から前条までの規定は、規則第23条から第29条までに規定する本学に帰属するノウハウの補償金等の支払いに準用する。

(知財特区の申請及び承認)

第12条 規則第31条に規定する知財特区の適用を希望する者は、学産本部長が別に定める申請書その他の必要な書類を学産本部長に提出しなければならない。

2 知財特区の申請ができる者は、次に掲げるプロジェクト等において業務を行うものとする。

(1) 九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程（平成19年度九大規程第11号）別表第2に規定する拠点

(2) 独立行政法人工業所有権情報・研修館から派遣される知的財産プロデューサーが管理するプロジェクト

(3) 前2号以外のプロジェクト等であって、知財特区として取り扱われることを希望するプロジェクト等

3 知財特区の承認は、前項各号のプロジェクト等ごとに行う。

4 知財特区の承認は、次の者が行う。

(1) 第2項第1号又は第2号の場合 学産本部長

(2) 第2項第3号の場合 総長

5 前項各号に掲げる者は、承認の可否及び承認期間等について、申請者に通知しなければならない。

(知財特区の体制)

第13条 前条により知財特区に承認された場合は、次に掲げる者を決定し、本部長に届け出なければならない。

(1) 知財特区代表者 1名

(2) 知財特区マネージャー 1名

2 知財特区代表者は、知財特区内の業務を掌理する。

3 知財特区マネージャーは、知的財産業務に関する見識と経験を有する者とし、知財特区内の知的財産業務を総括する。

4 知財特区代表者は、当該特区に係る運用基準を作成し、学産本部長の承認を得なければならない。

5 前項の承認を得た知財特区代表者は、当該運用基準を遵守する旨の同意書を学産本部長に提出するものとし、当該運用基準の履行について責任を負うものとする。

(知財特区の職務発明の認定)

第14条 知財特区の職員が当該知財特区内で発明を行った場合の職務発明の認定については、規則第5条の規定にかかわらず、当該知財特区内で審議し、その結果を知財特区代表者から学産本部長へ報告するものとする。

2 学産本部長は、前項の報告があった場合は、速やかに発明の認定について決定し、その結果を知財特区代表者に通知するものとする。

(知財特区の権利の承継)

第15条 知財特区で生じた職務発明に係る特許を受ける権利、データベース等の著作権及びノウハウのノウハウ利用権の承継等については、規則第7条、第18条及び第26条の規定にかかわらず、当該知財特区内で審議し、その結果を知財特区代表者から学産本部長に報告するものとする。

2 学産本部長は、前項の報告があった場合は、速やかに権利の承継等について決定し、その結果を知財特区代表者に通知するものとする。

(知財特区における出願等費用の支出)

第16条 規則第9条の規定にかかわらず、知財特区の出願等費用については、知財特区が管理している予算から支出するものとする。

(知財特区の終了)

第17条 知財特区として承認された期間（以下「知財特区期間」という。）が満了した場合は、知財特区は終了するものとする。

2 知財特区代表者は、知財特区期間の満了前であっても、知財特区の必要が無くなった場合は、知財特区の終了について学産本部長に届け出なければならない。この場合、知財特区は、学産本部長が届出を受理した日をもって終了する。

3 学産本部は、知財特区が当該特区で定める運用基準に違反し、その後学産本部が指定する期間内までには是正がなされなかった場合は、当該知財特区の承認を取り消すことができるものとする。この場合、学産本部が終了の旨の通知した日をもって終了する。

4 知財特区終了後の当該知財特区で管理している知的財産については、規則に基づいて取扱うものとする。

(知財特区の周知)

第18条 学産本部は、承認された知財特区について、ホームページ上に掲載し、周知するものとする。

(その他)

第19条 第12条から前条までの規定は、成果有体物については適用しない。

第20条 学産本部長は、学産本部において知的財産（成果有体物及び育成者権を除く。）の管理活用を行う上で前条までの規定によりがたい事情が生じた場合は、総長と協議し、適切に対処するものとする。

第21条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、学産本部長が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大細則第12号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大細則第3号）

この細則は、平成30年5月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。